

## (参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

2014/9/30現在

■平成26年7月1日～平成26年9月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

受付番号	受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント	分類
104	7月10日	製造物責任法を改正しましょう	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)河野 康子 他2名	製造物責任法を所管する消費者庁、関係諸機関及び衆参両議院は、本提言を真摯に受け止め、消費者の生命、身体、財産に生じた損害が公正・迅速に救済されるよう、早急に法改正に取り組むよう要請する。	消費者安全関係
105	7月10日	「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(案)」に関する意見書【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	厚労省が公表したパブリックコメント「薬事法施行規則の一部を改正する省令(案)」の内容は不十分であるため、本意見書で指摘した内容を加えるべきである。	消費者安全関係
106	7月11日	都市ガスの自由化に踏み切る前に6項目の事前評価をしてください【参考送付】	特定非営利活動法人 東京都地域 婦人団体連盟 会長 谷茂岡 正子 役員一同	都市ガスの自由化に踏み切る前に、消費者の立場から、自由化の前提となるべき重要な6項目について事前評価を行い、消費者に分かりやすい説明を求め。	料金・物価関係
107	7月14日	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に賛成する会長声明【参考送付】	大阪弁護士会 会長 石田 法子	当会は金融庁の「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に賛成する。	取引・契約関係
108	7月16日	クレジットカード現金化対策の推進	東京都生活文化局 局長 小林 清	クレジットカード現金化対策の推進のために、以下を求める。 ・クレジットカード現金化の規制に必要な法令の運用・整備を図ること。 ・現金化事業者をクレジットカード加盟店から排除する実効的な方法を検討すること。	取引・契約関係
109	7月16日	不適正取引に対する行政処分等の充実・強化	東京都生活文化局 局長 小林 清	・行政処分の根拠となる不適正取引に関する証言を行った消費者に対して、事業者が訴訟を起こすなどした場合に、消費者を支援するための仕組みを創設すること。 ・特定商取引法に関する法律において、「権利」に関する取引について法適用の対象を限定している「指定権利制」を廃止すること。	取引・契約関係
110	7月16日	消費者の財産被害防止のための処分権限等の強化	東京都生活文化局 局長 小林 清	・消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令も行うことができるよう、権限を拡大すること。 ・消費者安全法に基づき地方自治体が報告徴収・立入検査を行うことができる対象を、当該地方自治体の区域外に所在する事業者にも拡大すること。	地方消費者行政
111	7月22日	不可解な会議運用に関する申し合わせに抗議します	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	「下部組織の会議運用の在り方に関する申し合わせ」について、「2. 議長の権限等」や「4. 資料の提出」の記載内容に対し、見直しを求めること。	その他

112	7月22日	政府等の予算編成等に関する提案事項 (地方消費者行政の充実支援)	鹿児島県開発促進協議会会長(鹿児島県議会議長) 池畑 憲一 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎	地方消費者行政の充実支援について、消費生活相談の内容が複雑化、悪質・巧妙化していることなどから、消費生活相談体制の更なる充実・強化及び消費者教育・啓発等を推進するために要する経費について、国が必要な財源措置を講じること。	地方消費者行政
113	7月24日	『伊右衛門 特茶』(サントリー食品インターナショナル)の表示について	消費生活アドバイザー 若村 育子	「伊右衛門特茶」のパッケージに『体脂肪を減らす』という表示がされている。この表現は許可文言『本製品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適している』の表示から逸脱し、「薬のような効果がありそうな表現」という印象を与えるキャッチコピーであるということを提供情報として頂いた。	食品表示関係
114	7月24日	開運商法について	開運商法被害対策弁護団 弁護団長 弁護士 山口 広	いわゆる開運商法による被害者の救済等を目的として弁護団を結成し、開運プレスレット業者の広告を掲載していた出版社と広告代理店を提訴した。開運商法の被害は続いており、同種の被害防止の観点から、日本雑誌広告協会、消費者庁取引対策課及び消費者委員会に対しても、訴状等を参考に送付させて頂く。	取引・契約関係
115	7月25日	低周波音被害による被害解決・被害者救済の為の要望・意見書	田守 喜久子	消費者委員会に被害の実態等を知って頂き、被害者の救出・被害の根本解決に多々問題がある環境省の「手引書」及び現状が転換され、一刻も早く過酷な被害に苦しむ被害者の救出とこれ以上新たな被害者を出さない被害防止措置が為されることを求める。	消費者安全関係
116	7月30日	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」への意見【参考送付】	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	大綱について、消費者の権利利益の保護の観点から、次の項目について内閣官房に対し意見を提出したので、消費者委員会にも参考までに報告する。「基本的な考え方、個人特定性低減データの取扱い、保護対象の明確化及びその扱い、機微情報、オプトアウト規定、第三者機関の設置、取扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮、いわゆる名簿屋」	個人情報保護制度
117	7月30日	ガスシステム改革に関する意見書	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 会長 山本 和彦	消費者の理解が浸透しないままに、事業者視点で「自由化ありき」で議論されることを懸念。ガス自由化の先例を十分に公表・検証し、かつ家庭用の全てに新規参加が明確になるまでは、十分な消費者利益の保護策は必須。それが無い前提での自由化には、簡易ガスも含めてデメリットの不安が大きく反対。	料金・物価関係
118	7月30日	プール事故についての消費者安全調査委員会平成26年6月20日付け報告書に対する意見【参考送付】	弁護士 拝師 徳彦 弁護士 石川 浩一郎	消費者安全調査委員会が取りまとめたプール事故の報告書について、次のとおり意見を述べる。 ・調査期間短縮のための体制強化、及び“再発防止”という調査趣旨を関係者に周知徹底し、調査への協力を得ること。 ・職員の過失の有無だけでなく、背景要因まで迫って事故原因の分析を行っている点は評価できる。 ・報告書の意見を現場へ周知徹底し、それによって現場の安全性が高まったかどうかの報告を各府省に求め、消費者安全調査委員会としてチェックすべき。	消費者安全関係

119	8月4日	食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について (第148回定例総会議決事項 全国都道府県議会議員会)	全国都道府県議会議員会 会長 林 正夫	・加工食品における原料原産地などの表示方法を見直すなど、消費者及び食品事業者に分かりやすい表示制度を早急に確立すべき。 ・遺伝子組換え作物を原料とする全ての食品に表示を義務化すべき。	食品表示関係
120	8月6日	消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)について(要望)	日本弁護士連合会 会長 村越 進	消費者契約被害の現状、消費者契約法の施行状況や裁判例の蓄積、本法をめぐる国内外の議論の進展等を踏まえ、法廷・交渉・相談といった現場において日々消費者被害の救済にあたっている法律実務家の視点から見たあべき消費者契約に関する包括的民事ルールの具体的内容を呈示するという観点より、本法の私法実体法規定の改正試案を提言する。	取引・契約関係
121	8月22日	「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」に対する意見書	兵庫県弁護士会 会長 武本 夕香子	・海外OTAとの競争・インターネット取引の増加を踏まえた見直し ・旅行業に係る安全マネジメント制度の導入 ・着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大 ・標準旅行業約款制度の見直し	取引・契約関係
122	8月25日	消費者保護へ向け、健康被害情報の「報告義務・公表制度」の構築と監視・法執行体制の強化を(案)～企業まかせの機能性表示 消費者被害の深刻化は明らかです～	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	食品の新たな機能性表示制度について、食品事故の報告義務化と、「いわゆる健康食品」への監視・チェック・法執行体制の改正・強化を図り、消費者被害の防止へ向け、現行制度の見直しを含め総合的に制度導入を検討すべき。	食品表示関係
123	8月29日	「金融商品取引法改正によるクラウドファンディング規制に関する理事長声明」	関東弁護士会連合会 理事長 若旅 一夫	①電子募集取扱い業務の電話・対面勧誘を禁止すべき。 ②投資型CF業務について ・異なる有価証券でも勧誘件数や投資総額にも上限を設ける等すべき。 ・非上場有価証券に投資するリスクについて注意喚起させ、投資家の理解を確認する義務や有価証券の発行者の財務状況等について、調査・確認義務を明確する等の義務を課すべき。また、情報に誤りがあった場合には損害賠償義務が課せられる等の規定を設けて、自主規制機関への加入を義務付けるべき。 ③ウェブサイト上の掲示板管理、システム障害等の特有の問題について、適切な規制を整備すべき。	取引・契約関係
124	8月29日	適正表示対策の拡充について (「平成27年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」)	全国知事会 会長 山田 啓二	①「景品表示法等の一部を改正する等の法律」の施行に当たり、以下の措置を講ずること ・政省令等の制定は、都道府県と事前協議し意見反映を ・都道府県の人員確保や調査等の経費に対し、国は必要な財源措置を ・指針内容及び導入スケジュールの早期提示と事業者への十分な周知により、適正な執行が図られるよう配慮を ・課徴金制度導入につき、速やかな制度設計を ②事業者への都道府県知事の調査権限につき拡充を ③優良誤認を招く食材の不適切表示等につき、随時具体的事例を増やす等、「ガイドライン」の充実を	表示関係(食品表示を除く)

125	9月1日	特定架電適正化法(仮称)の制定を求める意見書	京都弁護士会 会長 松枝 尚哉	架電する者が自己又は他人の営業につき広告、宣伝、勧誘を行うための手段として消費者に対し行う架電を「特定架電」と定義した上で、予め架電を拒否した消費者の電話番号に特定架電を行うことを包括的に規制する特定架電適正化法(仮称)を制定すべきである。	取引・契約関係
126	9月3日	PIO-NETの配備についての意見書【参考送付】	消費者行政市民ネット 代表 国府 泰道	現在進められているPIO-NETの配置基準を見直し、大阪府内においては、少なくとも泉大津市、泉南市、大阪狭山市の3市には引き続きPIO-NETを配備されますよう要望します。	地方消費者行政
127	9月16日	日本は表示後進国・日本の消費者は無権利状態に置かれています トランス脂肪酸等、諸外国並みの表示の実施を求めます	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	食品表示基準案策定で検討が回避されてきた以下問題点について質問するとともに、迅速な対応に着手し、早急に諸外国並みに表示を整備されることを要求する。 ①トランス脂肪酸に関する留意事項の具体的施策実施について ②消費者庁によるトランス脂肪酸含有量の積極的情報提供の指導が軽視されていることについて ③キャラメル色素(発ガン性が問題になっている4-MIが含まれる)表示の不備について ④4-MIの含有量調査および成分変更要請への対応について ⑤「いわゆる健康食品」へのトランス脂肪酸の含有量表示に関する調査実施について	食品表示関係
128	9月25日	決済代行業者規制についての意見	出会い系・SNSサイト被害対策弁護士団 団長 弁護士 長田 淳	海外アクワイアラーを通じて決済する国内決済代行業者若しくはこれらの取引行為を全面的に禁止する必要がある。そのうえで決済代行業者に対する登録制等の規制及び消費者に対する取引上の責任として加盟店管理責任を規定することを検討すべきである。	取引・契約関係
129	9月29日	不当景品類及び不当表示防止法への速やかな課徴金制度導入実現を求める意見書 ～偽装表示は後を絶たず、消費者は被害を受け続けています～	主婦連合会 会長 山根 香織	昨年秋の食品の偽装表示以降も、「木曾路」による銘柄偽装の発覚など後を絶たず、消費者が被害を受け続けている。景表法への課徴金制度導入の速やかな実現を求めるとともに、課徴金算定率3%の上方修正を求める。	表示関係(食品表示を除く)
130	9月29日	トランス脂肪酸を栄養成分表示の推奨項目に入れて下さい	主婦連合会 会長 山根 香織	トランス脂肪酸の表示を少なくとも推奨の項目とし、消費者に情報提供すべき。	食品表示関係

131	9月29日	景品表示法における課徴金制度導入に関する意見書	京都弁護士会 会長 松枝 尚哉	消費者庁が公表した景表法等改正案について、次のとおり意見を述べる。 ①課徴金制度を今年度臨時国会にて導入すべき。 ②同制度の目的には、事業者の違反行為の事前抑制に加え、消費者の被害回復も含めるべき。 ③対象行為には不実証広告も含めるべき。 ④課徴金算定率3%は引き上げるべき。 ⑤主観的要素は原則対象とし、違反行為者から合理的な反証がなされた場合に例外的に対象外とすべき。 ⑥返金手続又は寄附の仕組みは相当。但し、寄付金の用途は景表法に限定されず、広く消費者被害の回復に利用されるべき。	表示関係(食品表示を除く)
132	9月29日	「特定複合観光施設区域の整備の推薦に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」)につき慎重審議を求める会長声明	宮崎県弁護士会 会長 柏田 芳徳	現行法上違法とされている賭博そのものであるカジノを合法化する正当な理由を見出すためには議論が不十分であり、多面的な観点から検証を進めるべきである。本法案について、より一層の慎重審理を求める。	その他